

●国際活動センターからのお知らせ

断熱性発泡材事件 ("Dämmender geschäumter Werkstoff", I-2U 80/13)<sup>1</sup>判決について

2015年2月10日

国際活動センター

欧州部会／判例報告グループ

加藤志麻子

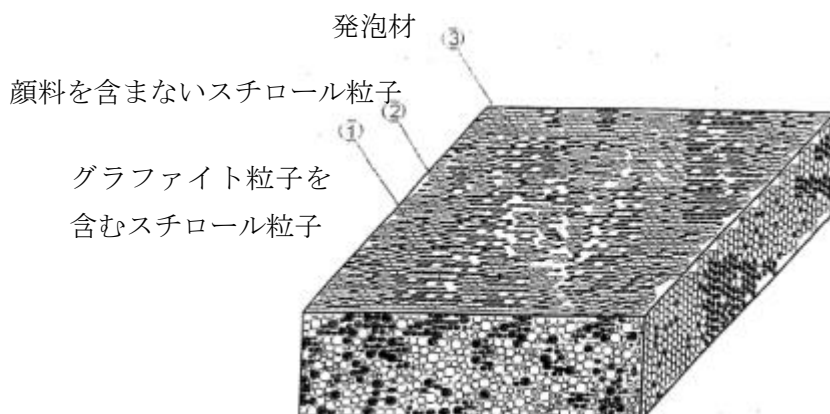
1. 事案の概要

本判決はデュッセルドルフ地裁 4b O 91/12 判決（2014年10月1日判決言渡）の控訴審判決であり、クレーム解釈が問題となった事案である。デュッセルドルフ地裁は、文言侵害を否定し請求を棄却したが、高裁も当該地裁判決を支持している。なお、本件においては、実用新案権についても侵害の主張がされているが、以下においては、特許に関する判断のみ紹介する。

2. 本件特許（EP1,731,552 請求項1）

本件特許の請求項1に係る発明の分説は以下のとおりである。

1. 断熱性発泡材である。
2. 当該発泡材は、膨張可能なスチロール重合体粒子から構成される。
3. 当該発泡材は、顔料を含むスチロール重合体粒子と顔料を含まないスチロール重合体粒子から構成される。
4. 顔料を含むスチロール重合体粒子は、当該発泡材中に不規則に配置される。



(公報中の第2図)

<sup>1</sup> 2014年10月9日判決言渡（I-2U 80/13）

### 3. イ号製品 (SilverStar)

イ号製品は、以下写真のとおり、基本的には、濃い灰色のスチロール重合体粒子（グラファイト含有率：6重量%）と、薄い灰色のスチロール重合体粒子（グラファイト含有率：1.5重量%）の混合物から構成されている断熱発泡体であり、ごくわずかに、顔料が含まれていない白いスチロール重合体粒子が散発的に含まれているものであった（粒子4000個中、4粒程度）。



### 4. 高裁の判断

主として、以下の点が判断された。

(1) イ号製品における白いスチロール重合体粒子の量のごくわずかであるが、「顔料を含まないスチロール重合体粒子」を含んでいるといえるか。

#### (a) 原告（控訴人）の主張

クレーム中には、顔料が含まれていないスチロール重合体粒子の量について規定がされていないから、イ号製品における白いスチロール重合体粒子の量のごくわずかであっても、文言を充足する。

#### (b) 裁判所の判断

裁判所は、クレーム解釈の一般論として、クレームの特徴的構成は、基本的に、どのような技術的機能が求められているかという点から解釈されなければならないとし、本件事案については、以下のように判断した。

段落 [0013] の記載から、当業者は、顔料を含むスチロール重合体が少なくとも10重量%、多くとも90重量%であり、これに対応して、顔料を含まないスチロール重合体粒子が、多くとも90重量%、少なくとも10重量%であれば「有利である」と理解するが、これは単に有利な実施例にすぎないから、顔料を含まないスチロール重合体粒子が10%より少ない量でも発明は実施できる。しかし、他方で、イ号製品のように1000分の1の割合であっても、本件発明と同様の効果が得られるか

どうかは明白でないし、予測もできない。当業者が理解する、本件発明の技術的意義は、断熱性の点で有利であり、かつ、熱がかかる状況の下でも全く変形しないか、あるいは、少ししか変形しない板が得られるということである（段落 [0010]）。そして、その意味を合理的に捉えた当業者であれば、発明が意図した目的を達成することが明らかに不可能な非常に少ない割合で、顔料を含まないスチロール重合体粒子を含ませることは許容していないと理解する。明細書の記載からこのような理解すると、本件特許が開示する技術的教示を全く無視することになる。また、クレームが数値限定を含まないとしても、当業者は、発明が意図する技術的機能は、顔料を含まないスチロール重合体粒子の数によって実現されると解釈するし、また、断熱材料の板に関しては、熱がかかる状況の下でもできるだけ小さい変形を許容する安定性をもたらすものと解釈する。当業者であれば、本件クレームが顔料を含まないスチロール重合体粒子の上限値及び下限値を規定していないのは、発明の効果を奏するためにどの程度の重量比であればよいかというのは、個別のケースにおいて変わりうるからであると理解するはずである。

- (2) 明るい灰色のスチロール重合体粒子は本件特許の意義に照らして「顔料を含まない」スチロール重合体粒子であるといえるか、あるいは均等であるといえるか。

(a) 文言侵害について

本件明細書の記載によれば、板状材料の機械的強度を高めるために高密度とすると、熱伝導度が下がるという関係がある。他方で、低い熱伝導度を得るために、密度を上げると、材料の好ましくない消費につながる。材料節約のためには、低い密度が望まれ、従来技術では、熱伝導性を下げること高密度とは別の方法で実現する試みがされ、グラファイトを顔料として含むスチロール重合体粒子が用いられていた。そして、本件特許明細書中に引用されている従来技術（EP0981574）では、グラファイトを0.05－8重量%含むスチロール重合体粒子が用いられている。

本件発明は、このような従来技術の断熱材料からなる板が、外部の熱で変形することを防ぐものであり、その手段として、顔料を含まないスチロール重合体粒子を用いている。この解決手段の技術的意義に照らせば、「顔料を含まないスチロール重合体粒子」とは、板状部材中で、熱を吸収しないものと解すべきであり、かつ、特許発明は、「顔料を含むスチロール重合体粒子」と「顔料を含まないスチロール重合体粒子」の双方を含むと解するべきである。そして、本件特許明細書中に引用されている従来技術（EP0981574）において、グラファイトを0.05重量%以上含むものを「顔料を含むスチロール重合体粒子」としていることからすると、これに該当しないものが「顔料を含まないスチロール粒子」に該当すると解すべきである。そうすると、イ号製品における1.5重量%のグラファイトを含むスチロール重合体粒子を、「顔料を含まな

「スチロール重合体粒子」と解することは許されない。

(b) 均等侵害について

均等の第三要件 (Gleichwertigkeit) を充足していないと判断。判示の概要は以下のとおり。

代替手段が Gleichwertig (解決手段と同等) とみなされる場合というのは、当業者が、本件特許をとおして方向付けられた自由に用いることができる技術的教示と当該代替手段とが同等の効果を奏するものとして容易想到と考える場合である。このことに照らせば、本件において、Gleichwertigkeit は成り立たない。すなわち、本件発明において、顔料が含まれていないスチロール重合体粒子を、明るい灰色の顔料が含まれたスチロール重合体粒子で代替することは、一部の粒子に対して顔料を含ませないという特許の技術思想と反することになるから、当業者は、そのようなことは考えない。

5. 所感

クレーム解釈が広いと言われるドイツにおいて、明細書に記載された本件発明の技術思想に基づいて解釈を行った事案である。個人的には妥当な判断であると思う。興味深いのは、第2の論点、すなわち、「明るい灰色のスチロール重合体粒子は本件特許の意義に照らして『顔料を含まない』スチロール粒子であるといえるか」という判断において、本件明細書中に引用されている先行技術 (EP0981574) において、グラファイトを0.05重量%以上含むものを「顔料を含むスチロール重合体粒子」と定義している点に基づいて、1.5重量%のグラファイトを含む、明るい灰色のスチロール重合体粒子を、「顔料を含まないスチロール重合体粒子」には該当しないと判断した点である。本件明細書において、「顔料を含むスチロール重合体粒子」及び「顔料を含まないスチロール重合体粒子」の定義がされていなかったために、明細書中の先行技術文献を参酌したということになるが、当該先行技術の内容が本件発明の前提となっていることからすると、本件発明における当業者の技術常識を参酌したということもできるであろう。

以 上